

第36年次 地方自治研究全道集会 レポート・資料集

■と き 2016年9月9日(金)～10日(土)

■ところ 室蘭市 ホテルセピアス

自治労北海道本部

第36年次自治研全道集会レポート・資料集

第1分科会「北海道の食と農、そして環境・エネルギーを考える」

○農業と福祉の連携を核にした社会問題の解決法　－共同事業への労働組合の協力－ （北海道「農」ネットワーク・柳田基貴）	1
○釧路における農業の現状と農業改良普及センターのサービスと役割について （釧路総支部・沖田和樹）	11
○余市町とワインの歴史（余市町職労）	16
○原子力防災に対する自治体と職員の関わり（後志地方本部・自治研推進委員会）	20

第2分科会「地域住民とともにあゆむまちづくり」

○「地元」を再発見し、「地元」と共に地域を活性化する取り組み （札幌市職連・伊倉桃子）	27
○ザ・自治研　－戦後70年を振り返る－（平取町職労・自治研推進委員会）	32
○新冠町の戦後70年　－古きをたずねて新しきを知る－ （新冠町職・自治研推進委員会）	37
○－戦後70年わが町を振り返る－（様似町職労・自治研推進委員会）	41
○枝幸町における自治研活動について　～地域とのつながりを深める～ （枝幸町職・青年女性部　書記長　鳥浜夕維）	44
○浜頓別移住体験事業　～ちょっと暮らし～（浜頓別町職）	47
○まちなか回遊と賑わいの創出について　－まちづくりの視点の労働運動－ （富良野市労連・自治研推進委員会）	51
○地域住民と組合員が一体となったまちづくりを目指して（真狩村職労・柳澤・藤本）	54
○「恐竜化石を活かしたまちづくり研究会の活動」（むかわ町職・横山貴仁）	58
○挑戦し続ける町へ（津別町職）	63
○廃校舎の利活用と今後の課題　－再出発に向けた取り組み－ （空知地方本部・自治研推進委員会）	66
○網走市に求められる防災計画とその取り組みについて（網走市労連・自治研推進部）	72

第 1 分科会

「北海道の食と農、

そして環境・エネルギーを考える」

概要 人・植物も含め生物というものは、環境を整えれば勝手に成長する。活躍しやすい環境を整えることが肝心であり、その方法は多種多様である。北海道「農」ネットワークの代表及び青少年自立支援センタービバハウスの代表が提唱する「人間教育」「農業」に力点を置いた新しい公共政策運動への労働組合の協力について報告する。

農業と福祉の連携を核にした社会問題の解決法

——共同事業への労働組合の協力——

北海道「農」ネットワーク／柳田基貴（全道庁）

1. 経過

(1) 北海道「農」ネットワーク及び青少年自立支援センタービバハウスについて

① 北海道「農」ネットワーク

1998年12月10日に、自治労全北海道庁労働組合連合会（以下、「全道庁」という）農業改良普及センター連絡会議の有志が中心となり、自治労北海道本部、「全道庁」並びに北海道農民連盟（以下、「農連」という）の賛同を得て、旭川市で設立。自治労（自治体農政＝現場）、「農連」（生産者）をつなぐ「農政研究ネットワーク」として、政策提言を行っている。住民が北海道で生きていくための地域づくりも含めて、担当する部門を超えた自治労組合員等の参加を希求し、北海道農業の確立に向けた政策研究、農村地域問題や環境保全型農業の実践など道民運動に取り組んでいる。

代表は、長谷川 豊氏。道内各地の農業高校で教鞭をとっていた時期から、農村と福祉の結びつきや農村の持つ教育力に着目。教職を退いた後に農業塾「風のがっこう」を設立し、農業後継者の育成、社会教育の推進、循環型の農業の振興による環境保全、高齢者、障害者の就業を支援する活動などを展開。子どもの健全育成等に寄与することを目的に 勤労観、職業観の他、農業の必要性を認識してもらうため、食料、安心・安全、環境などのキーワードに農業体験等の活動を精力的に行っている。モンゴル国バヤンホンゴル県における農業自給体制の実現をめざす農業指導者の育成事業、落葉・木片・家畜糞尿・海産物の廃棄物を混合し好気性生物を利用した団粒構造の土づくりを促進する有機肥料の開発、東日本大震災後には被災地にて家畜糞尿を利用した生物浄化技術を駆使し、塩害農地の復旧、津波による海水汚泥被害を受けた施設の消臭等を行っている。

北海道「農」ネットワーク（以下、「農ネット」という）においては、非農業者に農業への関心（作る喜び、安全安心でおいしい農産物とはどんなものか等）を啓発するため2013年度から連続講座「はじめて作る野菜教室」を開講した。

② 青少年自立支援センタービバハウス（ホームページ <http://www.viva-house.net/>）

代表は、安達 俊子氏。北星学園余市高等学校の教師として、夫である安達 尚男氏とともに2000年に青少年自立支援センター「ビバハウス」（以下、「ビバハウス」という）を設立。厚生労働省委託実施事業「若者自立塾」、基金訓練合宿型自立プログラム、求職者支援制度等の公的支援（2013年3月で終了）等を活用し運営。20～40歳代の無業者、軽度発達障害者、精神障害者等を含む全国から希望する若者を受け入れ、主として農業を中心としたグループワーク等を通じて、社会（生活保護を受給しながらの社会参加や就労先は多岐にわたる。）に送り返す活動を行っている。

利用者の大半は、親子間の確執によるケースである。「若者の苦しみを理解できない」と彼らが一方的に思っている両親（特に母親）に対する暴力を伴う事が多い。「ビバハウス」は、家庭内暴力で家族とは暮らせない、行き先の無い若者のための、病院でもなく、また単なる学校でもない、ある種の「転地療養」の場として機能してきた。

2013年2月当時は、財務省の思惑を受けとめた台詞で蓮舫氏を有名にした行政刷新会議における「事業仕分け」において、厚生労働省委託実施事業「若者自立塾」は事業効果が少ないとの評価で廃止されたため、2013年4月以降の見通しを模索していたところであった。

(2) きっかけ

① 両者の出会い

2013年2月、旭川市内で「農ネット」の講演会があり、その帰路において長谷川代表の提唱する「農業・農村の教育力を生かした地域農業や福祉の担い手を育てる手法」を展開するに当たって、「北海道は、全国の1/4の耕地面積を持ち、全国の農業生産量の約1割を占め、カロリーベースで約2割の食料生産を担う日本の食料基地である。東京や大阪からは遠隔地に位置しているにもかかわらず、北海道産の農産品は高いシェアを占める。また、農水産品を加工する食料品製造業も多く、製造業における売上の約8割を中小企業が占め、地域の雇用の場としても重要な産業となっている。しかし北海道も農家戸数は減少が続き、65歳以上の比率は増加傾向にあり、近年は3割を超えて推移している。そこで、若者・無業者・障がい者にも農業に協力してもらいたいと考えている。農業を始めたい希望者（農業の素人）はたくさんいる。耕作放棄地もたくさんある。問題は希望者と熟練農業者との調整役となる教え手（一定程度、農業技術を習得した担い手）が不足している。そこを何とかしたいと思っている。」との話があった。

そこで「人間教育」（コミュニケーション）に力点を置いた取り組みを実践している「ビバハウス」を紹介し、両者が自治労北海道本部にて会談を行い、北海道の農業、就労、自立支援について意見交換し、共同事業を行うこととなった。そして、実施に当たり自治労北海道本部へ協力依頼があった。

② 労働組合の協力

依頼内容は、農業で雇用の受け皿づくりなど、道・国へ政策提言もあり、連合北海道総合政策局長へ相談し、連合北海道の協力を得ることとなった。

③ 目指す農業形態は都市近郊の小規模有機農業

農業の大規模化が宣伝されているが、世界の潮流の実態は農業の大規模化ではない。小規模農業が主流である。日本もかならずその方向になる。もともと日本のプロの専業農家の「匠の技」は世界の諸外国と比べて「小規模」だからこそ技術研鑽が進んだ。

札幌市内には、農業（小規模）を本格的にやりたいという希望者の需要がある（頻りに相談者が長谷川代表のもとを訪ねてくる）。そのため、札幌近郊で農業を希望している者を育成しようと構想を立てていた。

しかし、農業専業では成り立たないので、長期的に農業経営できるように別の収入源もある兼業農家として経営していく必要がある（消費者との連携、先払い収穫物分配、栽培援助型など）。農業（小規模）を本格的にやりたいという希望者は単身での研修者がほとんどである。研修者の中には将来、農業をするにしても、どんな農家になって、どうゆう将来展望を描いていいか（人生観を）思いつかない者もいる。農業技術と共に人間教育を実施する必要がある。また、一人や家族だけでは継続は難しいので、退職者・若者・無業者・障がい者などの参加によるユニットによる農業を推進したい。札幌市内にも遊休農地があふれているので、そのようなところの活用を考える。

なお、欧州議会の研究（2016年3月）によれば、「公的政策の観点からして、小規模経営はむしろ推奨すべきもの」との見解がある。

④ 共同事業構想（「年寄り・若者元気村」づくり／生きる喜びを実感できる社会へ）

医療の高度化や、さまざまな要因で高齢期を迎えている日本社会のお年寄りたちは、現在本当に幸せな毎日をご過ごしているだろうか。極端に言えば、その内実は寿命が伸びただけ悲惨としかいえないような状況を呈してはいないだろうか。

「長寿」が本人にとっても、家族にとっても、そしてその社会にとっても心から歓迎される条件を作り出すこと。この最大の難題に挑戦したい。お年寄りの皆さんに生きていることの喜びを実感できる「場」を作ることから始めたい。

全国から「ビバハウス」に受け入れた若者たち数百人がそれぞれの地域に帰り、すでに就労したり、引き続き挑戦しているが、余市町内の各職場で、余市町民として就労している若者も10人をくだらない。この中には、老人福祉施設の事務局長に就任し、重責を果たしている卒業生もいる。これまでの生活で少しづつ力をつけてきた若者たちにも、お年寄りの皆さんの願いに応じたお手伝いをしてもらおうことが夢である。

まずは、「ビバハウス」としても最近特に頻繁になってきた卒業生のSOSに応え、また社会全般の困難を持つ若者の受け入れの状況悪化に対応するために「ビバハウス」農業塾を開設する。「ビバハウス」から約15分の「ビバ・モンガク農場」（約7ヘクタール）を活用し、およそ3～4年の就労支援実習過程で有機農業技術を習得

し、法人や企業が行う農業への就職や希望する者には自営農民への道を切り開く構想である。

2. 展開

(1) 労働組合の協力

① 連合北海道第2回政策委員会・学習会

2013年4月25日。連合北海道第2回政策委員会の学習会「人間教育と農業に力点を置いた新しい公共政策～福祉から就労への移行支援と農業の担い手確保」において、長谷川代表から「農村の教育力」を活かした地域農業や福祉の担い手育成、農業と若者の自立支援を結びつけていくための課題について、安達代表から「ビバハウス」の活動を通じて「引きこもり」や「無業」等の若者達が社会に参加し自立して生活していくために、地域や行政による支援の現状と課題についての講演を行い、参加者へ「超高齢化・少子化社会」への処方箋（「年寄り・若者元気村」）を提示した。

② 「ビバハウス」農業塾を開設

2014年6月。実践として「年寄り・若者元気村」構想の実現のため、「ビバハウス」農業塾を開設することとなり、長谷川代表は「ビバ・モンガク農場」の利用方法を検討し、季候や土地条件含め、余市でのビニールハウス設置が効果的であると判断した。しかし、「農ネット」にも「ビバハウス」にもビニールハウスを購入するための資金的余裕は無かった。

③ 連合北海道の協力

ビニールハウスについて、連合北海道総合政策局長へ相談したところ、農業設備会社の株式会社ホッコウ（札幌市）を紹介され、連合北海道から話を聞いた藤川 雅司（現在 道議会議員 民進党・道民連合）氏にもご協力いただき、連合北海道を通じて趣旨を株式会社ホッコウに説明したところ、自社農場でも障害者雇用を行っており、就労支援に対する理解もあり、ビニールハウス機材を1棟分寄贈していただけることになった。

(2) ビニールハウス設置と「ビバハウス」農業塾の成果

① ビニールハウス設置

2014年10月10日。事前に設置場所の測量・地ならしを行い、寄贈していただいたビニールハウス機材を使い、長谷川代表の指導を受けてビニールハウス設置作業を行う。ビバハウスの生徒や、当時、長谷川代表のところにいるモンゴル人農業研修生の驚異的なパワーのお陰で、どうにかビニールハウスの全体像が見えるまで進み、年末までに骨組みは完成。年明けの積雪期が終了次第、ビニールハウスを活用した「ビバハウス」農業塾を開講予定とした。

② 「ビバハウス」農業塾の成果

2015年は、1月に安達 尚男氏が転倒し頭を打ち、右前頭葉の脳内出血により入院した（6月に退院）。安達 尚男氏が不在だったこともあり、今後のスケジュールを立てられない状況となり、長谷川代表考案の堆肥をビニールハウスに投入したが、作物を栽培する時期が遅れてしまい、収穫は少なかった。しかし、実際に農業に素人の塾生が自分たちで育てた野菜を食したことにより、美味しい農産物を作れることを確認することができ、2016年への期待が膨らんだ。また、NP0ワーカーズコープから年寄り元気村構想への協力も得られることとなった。

2016年、本年から本格的にビニールハウスを活用した農業実習が始まった。順調に育ち、農業の素人であった若者たちは有機農業技術を習得する実習の成果を実感し、自分たちの秘められていた実力を確認した。

「ビバハウス」農業塾は成功した。しかし、それは「年寄り・若者元気村」構想の1段階目にたどり着いたところであり、実現までにはまだ道程は長い。

今回、労働組合としては間接的な援助であり地味な裏方である。だが、民間団体だけでも労働組合だけでも単体で行って行けば失敗しただろうし、着手も難しかった。互いに足りないところを補い合うということが成功へと導くのではないだろうか。

「ビバハウス」&「風のがっこう」共同事業構想 2014

年寄り若者元気村づくり／生きる喜びを実感できる社会へ

□青少年自立支援センタービバの会 「ビバハウス」(安達夫妻)

北海道余市町。2000年発足。2002年からグループホーム。2005年～2010年3月まで厚生労働省委託実施事業「若者自立塾」、2009年11月の事業仕分けにより6カ月の基金訓練合宿型自立プログラム、2011年からは求職者支援制度に基づく「農業実践科」の公的支援も活用。若者(10～60歳代)、無業者、軽度発達障害者、精神障害者等を含む)を受け入れ、主として農業を中心としたグループワーク等の体験を経て、社会(生活保護を受給しながらの社会参加や就労先は多岐にわたる。)に送り返している。

住所 〒046-0002 北海道余市郡余市町登町636 余市教育福祉村内

TEL 0135-22-0016 FAX 0135-23-4285

ホームページ <http://www.viva-house.net/> e-mail: vivahousejp@yahoo.co.jp

□ビバハウス農業塾

ビバハウスとしても最近特に頻繁になってきたビバ卒業生の SOS に応え、また社会全般の困難を持つ若者の受け入れの状況悪化に対応するため、札幌市の「農業塾風のがっこう」(長谷川豊理事長・酪農学園大学元教授)と提携して、「ビバハウス農業塾」の開設を準備する事を決定した。ビバハウスから約15分の「ビバ・モンガク農場」(約7ha)を活用し、およそ3～4年の実習過程で、希望するものには自営農民への道を切り開く構想である。「小規模・無農薬・有機農業」「遊休農地の有効活用、農村への定住化促進」を目指す。



□ビバハウス『年寄り・若者元気村』

お年寄りの皆さんに生きていることの喜びを実感できる「場」を作る。

ここを拠点に、お年寄りと若者たちがともにレクリエーションや山菜取りなどを楽しんでもらえる場にしたいと考えている。まだ大まかなスケッチしか描けないが、すでにお年寄りの皆さんの希望に合わせて、野菜栽培、ハーブや草花の栽培、色々なきのこの栽培(生えている木の種類に応じたさまざまなきのこの菌を植え付けた「きのこの森」作り)、さまざまなストレッチ運動、スケッチや絵画とお習字など。ビバの生活で少しづつ力をつけてきた若者たちにも、お年寄りの皆さんの願いに応じたお手伝いをしてもらう。

□NPO法人農業塾「風のがっこう」(長谷川豊理事長、北海道「農」ネットワーク代表) (2004年12月に賛同者を募りNPO法人として活動を開始。)

「農業の担い手育成」後継者の育成や新たに農業を目指す人の育成、社会教育の推進、循環型の農業の振興による環境保全、地域の伝統産業の振興によるまちづくり、雇用機会の拡充を支援する活動、高齢者、障害者の就業を支援する活動、子どもの健全育成等に寄与することを目的に勤労観、職業観の他に農業の必要性を認識してもらい、食料、安心、安全、環境などのキーワードを理解するとともに人との関わりから自分を知るために農業体験等の活動を展開している。

定年者 野菜栽培で副収入を

札幌の農業塾 3年かけ技術指導

直売所で販売 あっせんも

農業の担い手育成に取り組んでいるNPO法人「農業塾風のがっこう」(札幌)は6月から、会社を定年退職した高齢者を対象に、野菜栽培で収入を得られるまでの技術を3年がかりで教える取り組みを始める。同法人は「野菜栽培で副収入を」と呼び掛けている。

(平原雄一)



受講生が野菜の施設栽培を学ぶ札幌市南区小金湯の農場

募集人数は10人程度で、同法人のスタッフが札幌市南区小金湯にある農場で野菜づくりを丁寧に指導する。作物はトマト、ナス、ダイコン、カボチャ、スイカなど。

1年目は座学による講義から入り、露地栽培を教える。2年目はビニールハウスで施設栽培を指南。3年目にかけては農場の直売所で販売するほか、同法人と取引がある札幌市内のスーパーやレストランへの販売をあっせんしたり、アドバイスを行う。

受講料は1年目が月額2万円(10月まで)。2年目以降は受講料は徴収しないが、ハウス(面積約330平方メートル)使用料として年額20万円を受講生全体で負担する。必要な農機具類は無料で貸与する。

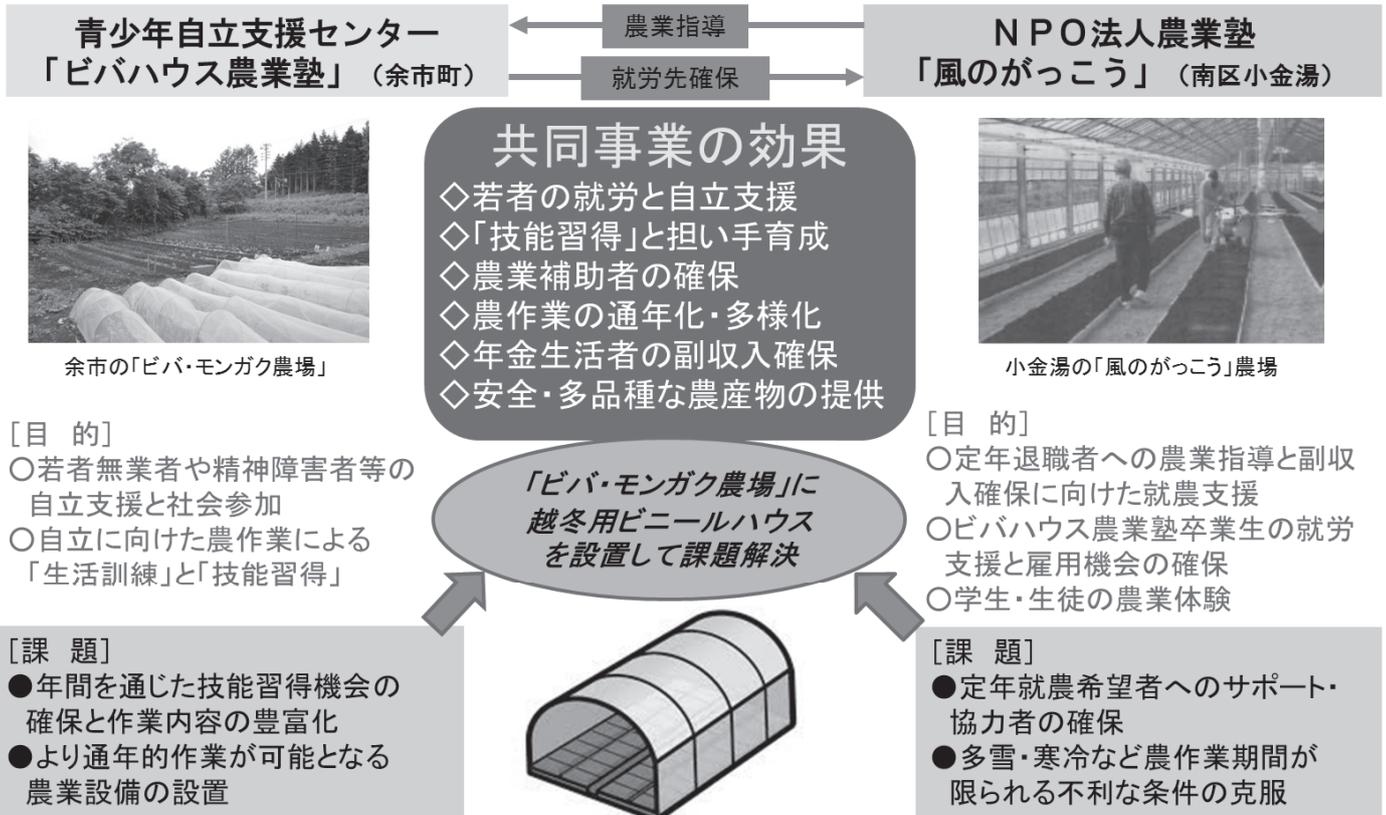
長谷川豊理事長(72)は「年金収入や貯蓄だけで十分な生活費を確保できる退職者は少なく、これらの人たちにとっては魅力ある副

収入を得られるはず。無農
業で安心、安全が保証され
ている農作物なら競争力が
あり、スーパーなどから引
き合いも来ていると話す。
問い合わせは長谷川理事
長 090・4879・5
988へ。

2014.5.30 北海道新聞(夕)

「ビバハウス」&「風のがっこう」共同事業構想

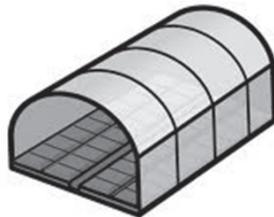
年寄り若者元気村づくり／生きる喜びを実感できる社会へ



余市の「ビバ・モンガク農場」

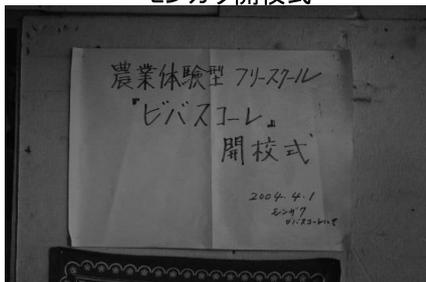


小金湯の「風のがっこう」農場



ビバハウス「モンガク農場・元気村」の写真

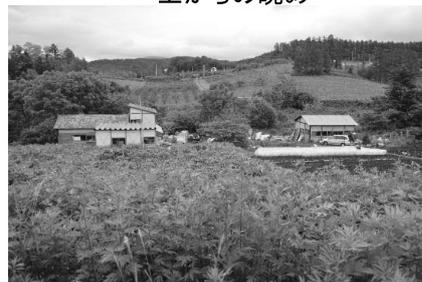
モンガク開校式



モンガク農場事務所



上からの眺め



西の畑



西の畑全体



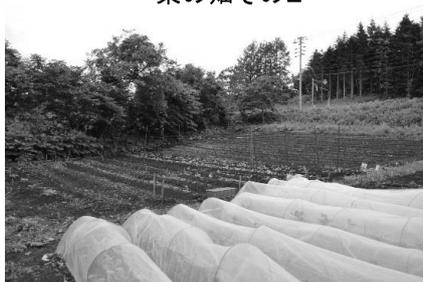
東から西を見る



東の畑



東の畑その2



東の畑その3



東の畑その4



モンガク農場の入り口



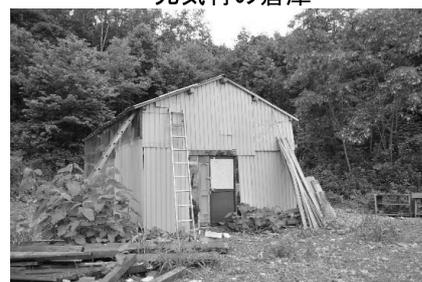
元気村の展望



元気村の入り口



元気村の倉庫



「ビバハウス」&「風のがっこう」共同事業

■余市町「ビバハウス」でビニールハウスの設置作業

2014年10月10日～11日、余市町の若者自立支援施設「ビバハウス」のモンガク農場で、ビニールハウスの設置作業を行いました。このビニールハウスは株式会社ホッコウ様から提供して頂いたもので、農業を通じた自立支援や就労支援を充実していくため、「風のがっこう」長谷川代表の指導を受けて設置することになりました。

作業1日目は、前夜からの雨で畑はぬかるみ状態。それでも天気が回復した翌日は、黙々と作業するビバハウスの生徒や、長谷川先生のところにいるモンゴル人農業研修生の驚異的なパワーのお陰で、どうにかビニールハウスの全体像が見えるまで進みました。







2015年6月21日ビニールハウスの様子01



2015年6月21日ビニールハウスの様子02



2016年7月24日ビニールハウスの様子01



2016年7月24日ビニールハウスの様子02



2016年7月24日ビニールハウスの様子03

釧路における農業の現状と農業改良普及センターのサービスと役割について

全道庁労連釧路総支部・沖田和樹

1. はじめに

① 釧路管内は北海道の東部に位置し、1市6町1村で構成されている。管内は、東西132km、南北100kmの扇状形で、面積約6千平方kmと北海道全体の約7%を占め、ほぼ茨城県に匹敵します。釧路川をはじめ、阿寒川・庶路川など多くの河川によって細分化された波状丘陵地が多く、中心部の釧路川流域には釧路湿原があります。道内で5か所の国立公園がある中、阿寒国立公園、釧路湿原国立公園の2か所に囲まれた自然豊かな地域です。



② 産業の現状は、遠洋漁業の衰退、太平洋炭鉱閉山などにより地域の経済基盤が縮小されてきました。その中、釧路市内を取り囲む周辺町村は酪農専業地帯を含めた、農林水産業を基盤としながら産業を維持しています。



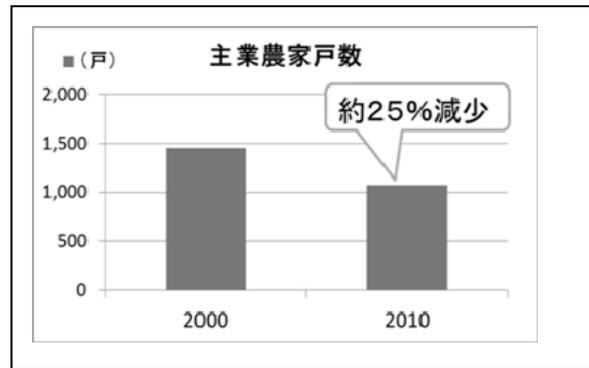
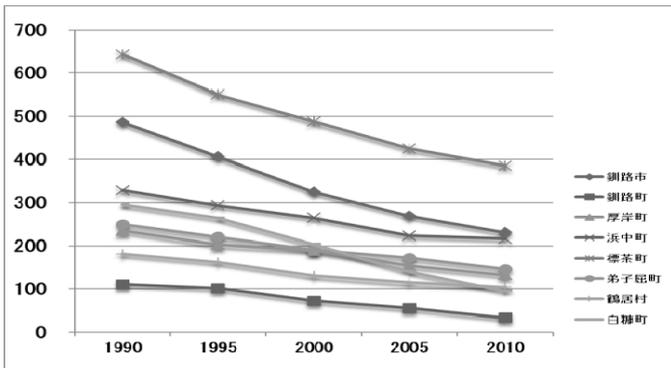
③ TPP参加が決定された現在、一次産業が基盤である釧路管内においても不安の声があがり、さらに地域の将来を担う後継者の将来への展望を示すことが必要となっています。

今回のレポートは地域の現状と、普段の業務で接する現場において農業関係者の将来への考えや、公共サービスとしての市町村との増々の連携と農業改良普及センターの現状と今後について報告します。

2. 釧路の農業構造の現状について

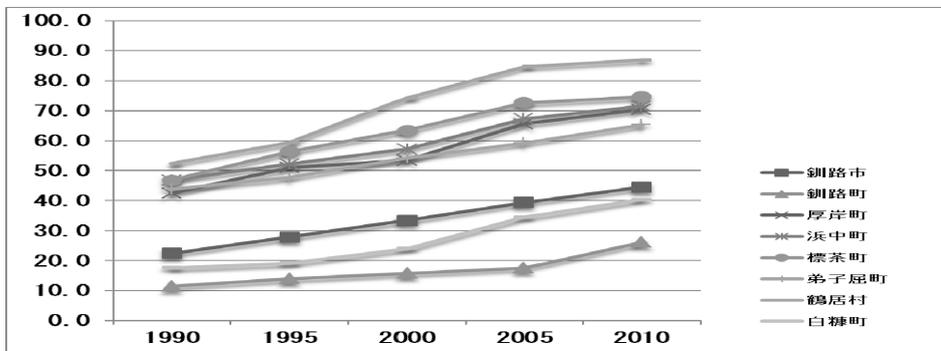
① 農家戸数の推移

管内の農家戸数はこの10年で1990年の53%まで減少。市町村間のばらつきはありますが、減少傾向で主業農家戸数は、10年間に約25%も減少してきています。(農業センサスより)



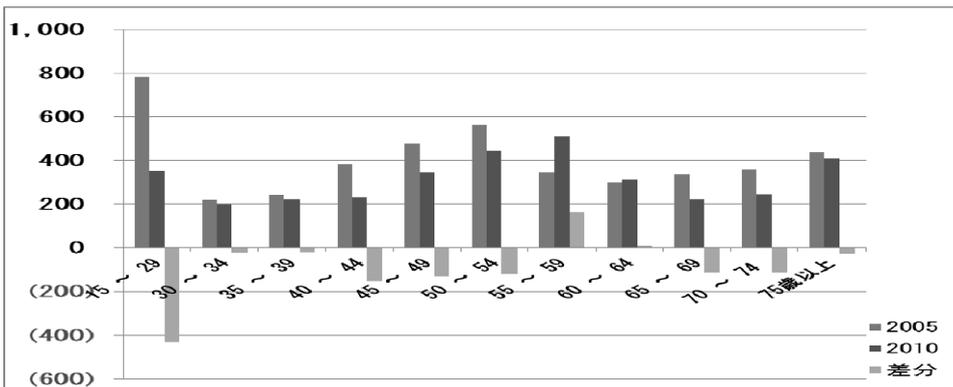
②戸別耕作面積 (ha) の推移

1戸あたりは離農等で土地の集積が進み耕作面積が年々増加傾向にあります。(農業センサスより)



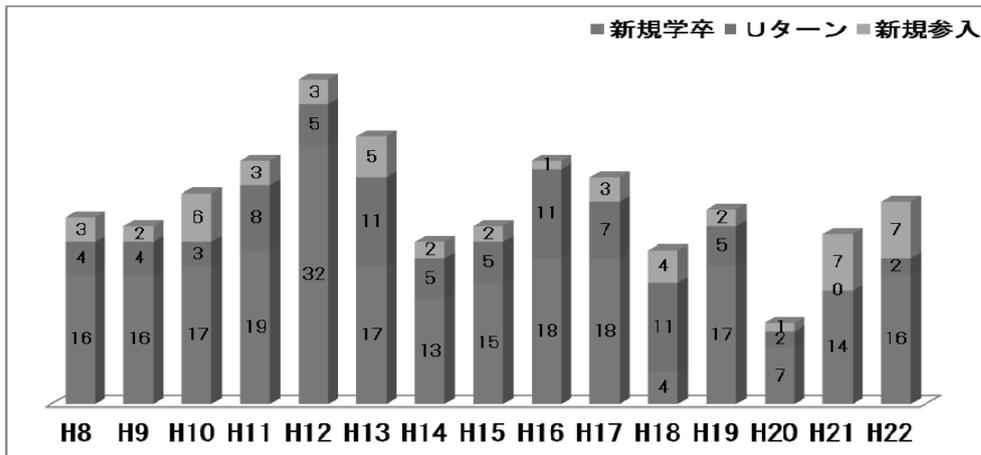
③世代別農村人口の推移

30歳未満の減少と中心の年齢が50歳代になっているのが分かり、確実に高齢化が進んでいるのが分かります。(2005→2010) 農業センサスより



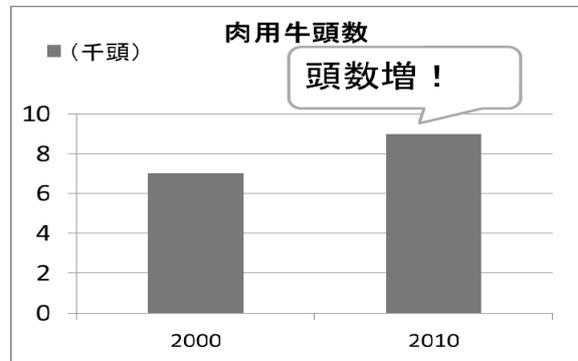
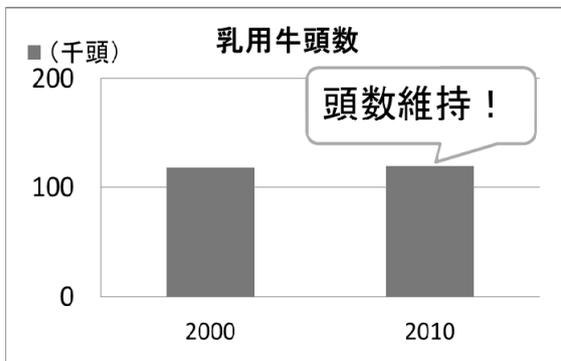
④管内の新規就農者の推移

年度間に差はありますが全体に減少傾向にあり農業就業人口の減少で、労働力不足になって来ている現状です。近年の新規参加者増加は、市町村、JA等が研修牧場や研修生の受け入れ施設を設置するなど先進的な取り組みを粘り強く推進してきた結果ではないでしょうか。(人) 釧路総合振興局調べ

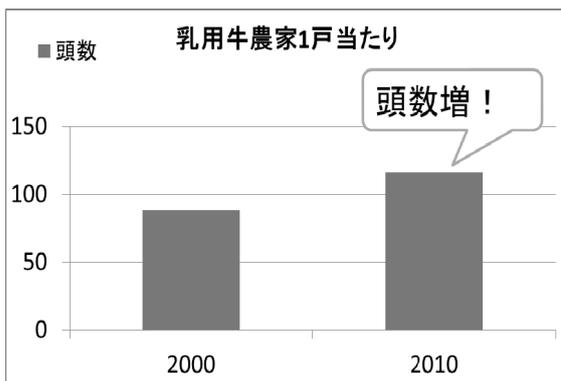


⑤管内の家畜頭数の推移

ア、農家戸数が減少する中1戸当たりの家畜頭数は増加傾向にあります。(農業センサスより)



イ、1戸当たりの乳牛頭数は増加傾向です。



⑥現状からのまとめ

戸数が減少する中、家畜飼養頭数や農地面積は増加し、労働力不足や担い手問題が顕在化し労働時間の増加などが雇用したいが、「ハローワークに募集をかけてもなかなか見つからない」などの声が聞かれています。

農業者をサポートするためには、市町村、JA等と連携した公的サービス機関としての農業改良普及センターの役割は益々大きくなっていくのではないのでしょうか。

3. 農業改良普及センターの現状と今後について

①職員数の現状

高橋道政のこの13年間に組織の効率化が求められ、農業普及組織は3度の機構改革により多くの普及職員（182名）が削減されました。

2006年には、独立していた事務所（55カ所）を、支庁（現総合振興局・振興局）単位に集約し（14カ所）本所・支所体制に分割し、広域的な活動にシフトし74名の職員数が削減されました。白糠町にあった釧路西部地区農業改良普及センターは廃止となりました。

また2010年には、前回の機構から更に108名の職員数が削減、支所次長も廃止になり、職員への事務処理等の負担も増加している現状です。

今年度からは、更に地域係の再編により本所（標茶町）、中西部支所（釧路市）が係の統合で2係が削減され東部支所（浜中町）と3係体制に縮小されています。

②機動力の現状

支所の統合や職員数が削減される中、物理的な農家との距離は徐々に遠くなり移動に時間が大幅に増え現場対応する時間の減少が懸念されています。職員2名に1台の配置がされています。定数が削減されそれに伴い、減車の一途をたどっています。

また、近年は予算の削減により機動力である公用車に軽自動車の導入が進み、特に冬場の移動に関する長距離移動する祭「積雪時の輻幅不一致による走りづらさが不便である。」との声も多く聞かれます。

③普及事業の基本姿勢

普及センターには、毎日次々と農家や関係機関から指導要請や相談の電話が入ってくる現状であり、地域への密接度を増すに従って、その要請の数も多くなってきます。活動の効率化から集約化を進め、そうすることで普及指導員の職員数を削減していますが、普及事業のように対象者を説得し納得してもらいながら指導に当たる現場活動では、農家や現場から離れてしまうことが、即、普及事業の信頼度や必要性の低下に結び付きます。

4. これから普及事業

①地域ニーズに答えるために

北海道では、これまで数度にわたり普及指導員の大幅な職員削減を行ってきています。その度に、繰り返されるのは、農業情勢の変化にともなう効率的組織への移行という大義名分です。そして、農業現場から徐々に引き離され、地域から見えにくい希薄な組織へと誘導されているように感じられます。

普及組織が地域農業に貢献するには、普及センターを現場に近い場所に配置し、地域農業者のニーズを吸い上げ、人づくりができる職員の配置や体制の整備が必要です。

②地域発展のために

普及事業がやらなければならないこと、普及事業でなければ出来ないことを整理し、北海道農業が向

かうべき道筋を明確にした中で、普及事業の役割を位置付け、それに集中することが出来れば、大きな効果が期待できるものと確信します。これからも普及事業が地域農業を担って行くことには変わりはありません。

中央主体の組織体制を押し進め、現場で働く職員を削減すれば地域は発展しなくなり、地域農業を維持できるか将来大きな不安を抱かざるを得ません。

③最後に

地域に密着した振興局出先機関としての機能強化を図り市町村と連携した農業振興を推進するうえでも農業改良普及センター業務の推進のため今後ますます釧路管内の一次産業が発展すべく支援を続けていきたい。

道内有数のワイン産地である余市町。北海道におけるワインづくりの歴史をひもときながら、道内初の「ワイン特区」となった余市町の取り組みを紹介します。

余市町とワインの歴史

余市町職員労働組合

1. 余市町の紹介

余市町は、後志北部、積丹半島の東の付け根に位置する、人口約 20,000 人の町です。

町の北側は日本海に面し、他の三方はゆるやかな丘陵地に囲まれています。町内には縄文から続縄文時代の遺跡が数多く見られ、古くから人が定住していたことが知られています。江戸時代初期には、和人によるアイヌ交易の拠点として「運上屋」が置かれるなど、道内でも比較的早くから栄えた町と言えます。

江戸中期以降は、近海を回遊するニシンの中心的漁場として発展してきましたが、漁獲数は明治・大正をピークに減り続け、昭和 29 年を最後に余市湾への回遊が途絶え、今では「幻の魚」となってしまいました。現在は、ニシンに代わって、「えび」、「いか」、「かれい」漁などが盛んに行われ、また北限の鮎の生息地でもあります。

農業では、明治時代に日本で初めてリンゴ栽培に成功するなど、古くから果樹栽培が盛んで、リンゴ、梨、ブドウ（ワイン加工用、生食用ともに）の生産量で道内第 1 位であります。

また、豊富な山海の幸を利用した食品加工業の歴史があり、身欠きニシンや燻製など各種の水産加工製品、そしてワインやウィスキーの醸造業も盛んです。



2. ワインぶどうの歴史

明治時代以降、北海道開拓使が各種の果樹を海外から移入したことがきっかけで、道内に本格的な果樹栽培が広まりました。大正時代頃には、果樹栽培の生産を軌道に乗せた道内産地も現れ、優良品種の選定がなされました。大正8（1919）年の余市・仁木地方のぶどうの優良品種は、シヤスラードフォンテンプロー、シヤスラーローズ、デラウェア、カメルスアーリー（キャンベルス）、ブライトンという記録が残っています（『北海道果樹百年史』）。

戦後には復興にともなってさらなる新興産地が現れはじめ、全道的にりんごやぶどうの増産がはかられましたが、この頃のぶどうは主に生食用の品種が栽培されていました。



道内ワインの先進地十勝管内池田町は、昭和36（1961）年、丸谷町長（当時）を中心に、町内の農業青年26人の協力のもと「池田町ブドウ愛好会」が設立されたことがきっかけで現在に至ります（『池田町史』）。それに続く富良野市では、同47年に山ぶどうと生食用のキャンベルス、デラウェアを原料にして最初の醸造試験が行われました（「かみかわ「食べものがたり」」上川総合振興局HPより）。

同じ頃、昭和 48 年 9 月、ワインづくりを新たな道内産業にしようとした北海道は、ワインぶどうの栽培方法の確立と北海道の風土に合った品種を探すために、道中央農試の果樹課長（当時）の峯岸恒弥さんをヨーロッパへ派遣します。同氏は西ドイツの国立ブドウ果樹栽培教育試験場を訪ね、同試験場の栽培部長とぶどうの栽培や品種等について意見を交わしました。すると、栽培部長は峰岸さんのことを大変気に入り、時期外れの枝の剪定をするといい畑へ案内しました。そこでケルナーの枝を何本か剪定した栽培部長は、「枝をあげるとは言わない。だけど、落ちているものは拾ってもいいよ」と言ってその場を去りました。その当時ケルナーという品種はドイツ国外への持ち出しが禁じられている品種で、そのことは峰岸さんも知っていました。胸が熱くなった峯岸さんは、枝木を枯らすまいと、切り裂いて濡らした下着で枝木をくるんでトランクに詰めて、大切に持ち帰ったといひます。

そうした努力の結果、ドイツ系品種 10 品種、オーストリア系 9 品種ほか 50 種ほどの苗木が集められ、道内各地で試験栽培がはじめられました。昭和 53、54 年には試験醸造も行われ、同 56 年には北海道の優良品種が決まりました。早い時期から植えられていたセイベルの他、ミュラートウルガウ、ツバイゲルト・レーベで、のちに注目を浴びることになるケルナーは入っていませんでした。

3. 余市町とワイン

昭和 50 年代後半、りんごやぶどうの価格が下落傾向となり、余市町では農協や生産者たちが新たな道を探すべく模索を続けており、ぶどうのハウス栽培やりんごの果汁製造に活路を見出そうとしていました。同じ頃、仁木町と余市町の農業試験地の責任者だった小賀野四郎さんは 100 を超える品種を栽培し、両町の農家の人達を 20 年以上にわたって指導しました。

やがて試験栽培地であった仁木町にワイン醸造会社が訪れるようになり、同 58 年にはサッポロワインから余市町の農家へ 600 本の苗木が送られてきました。これを始まりとして、その後も続々と北海道や本州のワイン醸造会社が町内の生産者との契約栽培を結ぶようになりました。当初、町内で栽培されたのは道が選定した優良品種でしたが、その後小賀野さんはじめ、地元の関係者がほれこんだケルナーもワインとして売り出されて、今では余市のワインの顔になりました。

こうした経緯を経て、今日では、ワイン用ぶどうの生産量は、全道一を誇るまでとなり、その品質も高く評価され、全国のワインメーカーに出荷されるに至っています。

また、ぶどうの栽培のみならず、直接ワインの醸造を手掛けたいという声も数多く寄せられるようになり、町外から移住してワイナリーを開設しようという新規就農者も現れるようになりました。

しかしながら、ワインの醸造を行うには、酒税法の許可が必要であり、これは、最低製

造数量基準として年間6キロリットルを超える生産が必要など、特に初期投資の面で、新規参入者への、高いハードルとなっていました。

そこで、余市町では、ワインの醸造を希望する人が少しでも参入しやすくなるように、国の構造改革特別区域法を活用し、平成23年11月に道内で初のワイン特区となる「北のフルーツ王国よいちワイン特区」の認定を内閣総理大臣から受けました。このワイン特区認定により、ぶどうなどの町の特産品を原料に製造するワインなどの果実酒やリキュールについて、最低製造数量基準が年間2キロリットルに緩和されるなど、新規参入が比較的容易となり、今日では町内のワイナリーは7軒までに増え、現在に至っています。

また、町では仁木町と連携して、平成28年に余市・仁木ワインツーリズム・プロジェクトを立ち上げ、ワイン用ぶどうの生産から消費だけでなく、観光も含めたワイン産業の振興を推し進めているところであります。

ど読んだことがないという現状が見えてきました（表1）。

これは、いざ事故が起こった際には「自分たちが住民の避難行動を誘導していかななくてはならない。」ということが理事者側にも職員側にも浸透しきっていないことが考えられます。職員側には「自分たちは事故の時に防災担当が出す指示に従って行動すればいい。」という意識が、理事者側には「防災計画を示しているのだから、あらためて指導しなくてもわかっているだろう。」という意識が、それぞれにあるのではないかと思います。

原子力防災訓練に参加したことがある	34名
原子力防災計画を読んだことがある	29名
原子力防災計画を読んだことがない	5名
原子力防災訓練に参加したことがない	41名
原子力防災計画を読んだことがある	8名
原子力防災計画を読んだことがない	33名
原子力防災訓練にこれまで参加したことがないが今年から担当になった	2名
原子力防災計画を読んだことがある	0名
原子力防災計画を読んだことがない	2名

（表1） 原子力防災訓練の参加と防災計画の確認の状況

自治体が作成する原子力防災計画には、有事の際、職員が何をすべきかが示されています。たしかに、職員にとっては、通常業務が多岐にわたり、複雑化及び多忙化し、計画書を熟読する時間がないという状況にあります。しかし、防災計画に職員の役割が記載されていることから、原子力防災について、『具体的に自分たちが何をすべきか？』ということ、各市町村の原子力防災担当部署に確認し、日頃から有事に備える気構えも必要かと思えます。

次のページにあります（表2）は、福島第一原発事故のような過酷事象が発生した際に、「職員は何をしたらいいか認識しているか？」という観点についてです。

これを見ると、防災計画を読んだことがない、訓練に参加したことがない、研修を受講したことがないという職員は、過酷事象が発生した際には、「何をしたらいいかわからない。」と多く答えているのがわかります。逆をいえば、職員が何らかの形で、原子力防災に関わることにより、職員の中の『何をしたらいいかわからない』をいう不安を取り除く一助になると考えられます。

そういった点からも、理事者側には『原子力防災ではどのようなことが重要なのか？』ということ、職員にしらせる、広げる取組みとして、研修会の開催や、できるだけ多くの職員に防災訓練に参加してもらえる体制の構築等について、検討してもらうことも必要ではないかと思います。

過酷事象が発生した際、何をしたらいいかわからない	35名
防災計画	読んだことがある 11名 読んだことがない 25名
防災訓練	参加したことがある 8名 参加したことがない 27名 今年から担当になった 1名
研修	受講したことがある 1名 受講したことがない 35名

（表2） 原子力防災への関わりと何をしたらいいかわからない職員の関関

3. 原子力に対する知識の強化の必要性

「原子力発電所は、放射線を発生させる危険なもの」ということは、職員の中で認識されているものと思います。そのため、原子力防災作業の際、自分や、家族の安全に対する不安感というものがついて回り、住民の安全確保という観点がおろそかになるおそれがあります。もちろん、自分や家族が大事だということはわかりますが、職員がそのためだけに行動したり、知識が希薄であると、住民の避難行動に支障が出てしまいます。それを回避するためにも原子力防災、被ばく防御に関する適切な知識を職員が学習していく必要があります。

順位	不安に思う事項	人数
1	家族の安全、安否確認	50名
2	自分自身の被ばくのおそれ	46名
3	住民の混乱（パニック）	42名
4	何をしたいかわからない（決まっていない・マニュアル等がない）	36名
	住民に対し説明できるだけの知識がない	36名

（表3） 職員が感じている過酷事象発生時に不安な事項（上位5項目）

上記の（表3）は今回のアンケートにおいて、福島第一原発事故のような過酷事象が発生した際に不安に思うことを集計した結果、上位5項目にあげられたものを記載しています。ここで示されるとおり、家族、自分が上位になり、住民に関しては3番目になっています。

ここからさらに原子力防災研修と被ばく防御研修の受講状況別に比較したものが、次ページの（表4）になります。この表を見ると、研修によって不安が全て解消されるわけではないものの、上位項目の3番目以降にある住民避難に関する不安の解消につながっていることから、これらの研修は原子力防災上、有効であると言えるでしょう。

当然、放射性物質は危険なものですので、自分や家族に関する不安は消えないものの、正しい知識を身につけることにより、自分や家族の身を守ることができるようになるだけでなく、住民の避難をスムーズに行っていくことができるようになるにもなると思われれますので、自治体当局に研修会の開催を求めていくことも重要になってきます。

原子力防災（被ばく防御除く）研修を受けたことがある人の総数	20名
原子力防災（被ばく防御除く）研修を受けたことがない人の総数	57名
被ばく防御に関する研修を受けたことがある人の総数	18名
被ばく防御に関する研修を受けたことがない人の総数	59名
「家族の安全、安否確認」について不安がある	50名
原子力防災研修を受けたことがある	13名
原子力防災研修を受けたことがない	37名
被ばく防御に関する研修を受けたことがある	12名
被ばく防御に関する研修を受けたことがない	38名

「自分自身の被ばくのおそれ」について不安がある	46名
原子力防災研修を受けたことがある	13名
原子力防災研修を受けたことがない	33名
被ばく防御に関する研修を受けたことがある	11名
被ばく防御に関する研修を受けたことがない	35名
「住民の混乱（パニック）」について不安がある	42名
原子力防災研修を受けたことがある	9名
原子力防災研修を受けたことがない	33名
被ばく防御に関する研修を受けたことがある	7名
被ばく防御に関する研修を受けたことがない	35名
「何をしてもいいかわからない」ことについて不安がある	35名
原子力防災研修を受けたことがある	1名
原子力防災研修を受けたことがない	35名
被ばく防御に関する研修を受けたことがある	1名
被ばく防御に関する研修を受けたことがない	35名
「住民に説明するだけの知識がない」ことについて不安がある	36名
原子力防災研修を受けたことがある	3名
原子力防災研修を受けたことがない	33名
被ばく防御に関する研修を受けたことがある	4名
被ばく防御に関する研修を受けたことがない	32名

(表4) 研修受講状況と職員の不安の相関

4. まとめ

今回、アンケート調査の結果を分析した結果、自治体も職員の側も、原子力防災について、どこか他人事と思っている感覚があるのではないかという状況が見えてきました。原子力発電所の事故は起こらないに越したことはありませんが、いざ、何かあったときに住民の安全を確保することが自治体、職員に求められているものです。

後志地方本部としては、自治体には「職員教育の強化」、職員には「防災業務の主役は自分たち」という意識を持つようにすることを求めています。

最後に今回のアンケート調査にご協力いただいた9単組・総支部77名の皆さんに厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。